

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

| |
|---|
| 法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 拠 条 項：第11条第8項 |
| 処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令 |
| 原権者（委任先）：徳島県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項～第4項、第8項（許可の取消し及び仮領置）、第27条第1項（提出命令） |
| 処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。 |
| 問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課 （電話 代表088-622-3101） |
| 備 考： |